

令和7年度

保育所等利用案内

1. 保育所等一覧	P1
2. 保育の必要性の認定	P3
3. 保育所等の利用・退園基準	P5
4. 利用申込手続きの流れ、必要書類等について	P6
利用申込 Q&A	P9
5. 豊明市保育所等利用調整指数表(令和7年度)	P10
6. 保育料等、延長保育料、給食費等について	P11
利用開始後 Q&A	P14
7. その他の様々な保育サービスについて	P15
巻末 私立保育所等案内	P17

豊明市にある保育を行う認可の施設または事業は次のとおりです。これらの保育所・認定こども園(保育所部分)・地域型保育事業(以下「保育所等」という。)の利用を希望する場合は、この利用案内を必ずよくお読みいただき、ご理解の上お申込みください。

種 別	目 的
保育所	就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育を行う施設です。
認定こども園 (保育所部分)※	保育所と幼稚園の機能や特徴を併せもち、教育と保育を一体的に行う施設です。
地域型保育事業	保育所より少人数の単位で0～2歳の子どもを対象に、就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育を行う事業です。

(※)幼稚園部分の利用を希望する場合は、施設に直接お尋ねください。



豊 明 市

豊 明 市 役 所 こ ど も 保 育 課

TEL:0562-92-1120(直通)

FAX:0562-92-1168

〒470-1195 豊明市新田町子持松1番地1



1. 保育所等一覧

【表1. 豊明市保育所等一覧】

種別	施設名	所在地・電話番号	定員	平日開園時間	土曜日開園時間 (※1)	利用可能期間(※3) 令和7年4月1日時点	公私別
保育所	①青い鳥保育園	三崎町高鵜 1-1 TEL:0562-92-6666	174	7:30 ~ 18:30		1歳児～就学前	公立
	②二村台保育園	二村台3丁目 1-1 TEL:0562-92-1500	150	7:30～19:00	7:30～18:30	4か月～就学前	公立
	③館保育園	栄町西大根 30-273 TEL:0562-97-0800	142	7:30～19:00	7:30～18:30	4か月～就学前	公立
	④中部保育園	新田町門先 10-10 TEL:0562-92-7667	195	7:30 ~ 18:30		1歳児～就学前	公立
	⑤栄保育園	新栄町二丁目 333 TEL:0562-97-1900	173	7:30 ~ 18:30		1歳児～就学前	公立
	⑥南部保育園	栄町坂畑 100 TEL:0562-97-2811	88	7:30 ~ 18:30		4か月～就学前	公立
	⑦西部保育園	間米町鶴根 1212-66 TEL:0562-93-7781	90	7:30～18:30	7:30～18:30 (※2)二村台保育園にて	1歳児～就学前	公立
	⑧むつみ保育園	阿野町西ノ海戸 19-2 TEL:0562-92-0137	130	7:30～19:00	7:30～18:30	生後57日～ 就学前	私立
	⑨からたけ保育園	間米町唐竹 368-7 TEL:0562-93-3737	130	7:30 ~ 18:30		生後57日～ 就学前	私立
	⑩マミーナ保育園	新栄町三丁目 308 TEL:0562-98-1116	30	7:30～19:00	7:30～18:30	生後57日～ 2歳児(※4)	私立
	⑪しらほ東部保育園	沓掛町小所 80 TEL:0562-57-2430	120	7:00～19:00	7:00～18:30	生後57日～ 就学前	私立
	⑫沓掛けやき保育園	沓掛町東本郷 178 TEL:0562-57-6630	110	7:00～19:00	7:00～18:30	生後57日～ 就学前	私立
	⑬アイグラン保育園内山	栄町内山 67-5 TEL:0562-57-5590	100	7:00～19:00		生後57日～ 就学前(※5)	私立
こども園	⑭メモリーツリー三崎保育園	三崎町中ノ坪 21-10 TEL:0562-74-8901	19	7:30 ~ 18:30		4か月～ 2歳児(※4)	私立
	⑮メモリーツリー前後保育園	阿野町北上ノ山 42-10 TEL:0562-74-9401	19	7:30 ~ 19:00		4か月～ 2歳児(※4)	私立
	⑯豊明なかよし保育園	大久伝町西 53-10 TEL:0562-92-7826	19	7:30～19:00	7:30～18:30	生後57日～ 2歳児(※4)	私立
	⑰中京サテライトクリニック 附属かなで保育園	沓掛町石畑 192 TEL:0562-57-0082	30	7:30 ~ 18:30		生後57日～ 2歳児(※4)	私立
認定こども園	⑱リジョイス幼稚園	二村台2丁目 9-1 TEL:0562-92-1943	107	7:30 ~ 18:30		6か月～就学前	私立
	⑲豊明幼稚園(仮称)	沓掛町山新田 10-15 TEL:0562-92-3121	79	7:30 ~ 18:30		6か月～就学前	私立

(※1) 土曜日保育の利用時間は、就労等により保育が必要な時間に限ります。(就労等証明書にて確認ができる場合に限り。)

(※2) 土曜日保育については記載の保育所にて合同で行います。

(※3) 0歳児クラスの受入れについては、利用開始日時点での月齢となります。

(※4) 3歳児(年少)クラスへの進級の際は、申請により希望する保育所等へ優先的に転園のご案内をします。

(※5) 令和7年度より生後57日以上を受け入れとなります。

通常保育時間は、次のとおりです。このほか、保護者の就労状況等に応じて必要な範囲で、通常保育時間帯を超えての利用や土曜日の利用が可能です。ご利用の際は、各保育所等に別途事前申請が必要です。詳細は各保育所等にお尋ねください。(料金については13ページ参照。)

	保育所等名	時間
通常保育	むつみ保育園・豊明幼稚園(仮称) 以外全て	8時15分 から 16時15分 まで
	むつみ保育園・豊明幼稚園(仮称)	8時から16時 まで

市内保育所等地図



生年月日	対象クラス
令和6年4月2日～	0歳児
令和5年4月2日～ 令和6年4月1日	1歳児
令和4年4月2日～ 令和5年4月1日	2歳児
令和3年4月2日～ 令和4年4月1日	3歳児
令和2年4月2日～ 令和3年4月1日	4歳児
平成31年4月2日～ 令和2年4月1日	5歳児

2. 保育の必要性の認定

保育所等の利用を希望する場合は、市から次表のとおり「教育・保育給付認定(以下、「認定」という。)」を受ける必要があります。これには申請が必要で、保育所等の利用申込みと同時に手続きをすることが必要です。保育所等への利用申込みを希望する場合は、保護者が保育を必要とする事由(以下、「認定事由」という。)を満たし、保育認定(2号、3号認定)を受けることが必要です。

認定の種類について

- ・認定事由等によって、保育必要量が「保育標準時間」または「保育短時間」となり(詳しくは次ページ参照)、施設の利用時間や保育料(利用者負担額)が決定します。
- ・保育認定を受けても、利用調整(5ページ参照)の結果、希望の保育所等にご案内できないことがあります。
- ・保護者どちらかの保育必要量が「保育短時間」の場合は、「保育短時間」となります。

認定区分	2号認定	3号認定	1号認定
対象年齢	満3歳以上	満3歳未満	満3歳以上
保育の必要性 《表2.認定事由に該当》	あり	あり	なし
入所(利用)対象	保育所 認定こども園(保育所部分)	保育所 認定こども園(保育所部分) 地域型保育事業(※2)	認定こども園(幼稚園部分) 幼稚園(新制度へ移行している施設のみ。豊明市にはありません。)
施設を利用できる時間(※1)	11時間(保育標準時間)または8時間(保育短時間)(※3)		4時間(教育標準時間)

(※1) 延長保育等を除きます。11時間、8時間をどの時間帯とするかは各保育所等により異なります。

(※2) 3歳に達した年度末までは利用可能です。

(※3) 保育必要量に応じて、保育所等の最大利用時間は異なりますが、保育標準時間、保育短時間どちらで認定を受けた場合であっても、保護者が実際に必要とする時間(就労時間等)での利用となります。

認定の申請について

- (1) 提出書類
 - ① 教育・保育給付認定・施設等利用給付認定申請書
 - ② 認定事由を確認できる書類(保育認定(2、3号認定)を希望する場合のみ。次ページ参照)
- (2) 提出場所
市役所こども保育課(一斉申込みと同時申請の場合は6ページ参照)
- (3) 提出期限
認定希望月の前月20日(休日の場合は、前日まで)

市にて審査を行い、認定に係る事項を記載した通知書を交付します。(申請の際、支給認定証(※)の交付を希望した方には、支給認定証を交付します。)

(※)支給認定証の交付を受けた場合は、変更等の際に返還が必要ですので、大切に保管してください。

認定の変更手続きについて

認定事由、世帯状況等の変化により、認定内容に変更が生じる場合は変更手続きが必要となりますので、各保育所等または市役所こども保育課へお申し出ください。

現況確認(保育の必要性の確認)について

認定を受けた後においても、毎年(状況により随時)、認定事由を確認できる書類(次ページ参照)の提出が必要です。書類の提出がなく、確認がとれない場合や認定事由に該当しなくなった場合、認定の取消しに伴い、保育所等の利用取消または利用の解除(退所)となる場合があります。

【表2. 保育を必要とする事由(認定事由)・認定事由を確認できる書類】

認定事由	保育必要量	具体的な条件、認定期間等	認定事由を確認できる書類 (各証明書類は発行日から3か月以内に提出してください。)
① 就労	保育標準時間 (月120時間以上の就労) または 保育短時間 (月60～120時間の就労) ※1	- 基本的に全ての就労が対象 ※3 (フルタイム・パートタイム・派遣・夜間等の就労や、居宅内で家事以外の労働を常態としている場合も含む。) - 就労時間は1か月60時間以上を常態としている。 - 農業従事者(農業経営者含む。)については、耕作面積30アール以上の農地で耕作している場合が対象 《認定期間》 最長で就学前まで 有期雇用の場合は雇用期間まで	就労等証明書 経営者・自営業:事業を確認できる以下の証明書類等を提出。 (利用調整に影響します。) 開業届、営業許可証(書)の写し、最新年分の確定申告書の控えの写し、法人の登記事項証明書等 農業従事者:農業経営者による証明。 (農機貸借を含む) 農業経営者本人の証明書の場合は「農家台帳の写し」の添付が必要 内職従事者:内職提供者による証明または、自ら申告の上契約書の写し等添付が必要。
② 就学	保育標準時間 (月120時間以上の就学) または 保育短時間 (月60～120時間の就学) ※1	- 学校、職業訓練校、専門学校、その他学校教育法等に規定する教育施設等に在学している場合 - 就学時間は1か月60時間以上であること。 《認定期間》卒業月の月末まで	在学証明書、カリキュラム等 (入学後に確定したカリキュラムの提出が必要です。)
③ 妊娠・出産	保育標準時間 (保育短時間)※2	《認定期間》 出産予定月の前々月の初日(※4)から、 出産日の翌々月の末日まで	母子健康手帳の写し (表紙と出産予定日のわかるページ)
④ 保護者の疾病、障害	保育標準時間 (保育短時間)※2	保護者が病気または心身に障がいをもっているため、保育を必要とする場合 《認定期間》最長で就学前まで	申立書(市指定の様式)と以下のいずれか ・疾病…医師の診断書(※5) (「保育ができない」旨の記載があること。) ・障害…障害者手帳等の写し等(※6)
⑤ 親族の介護、看護等 (入院中含む。)	保育標準時間 または 保育短時間	親族が長期間病気の状態、心身に障がいをもっている、または長期間入院をしている状態で、常時その介護、看護に従事するため保育を必要とする場合 《認定期間》最長で就学前まで	申立書(市指定の様式)と以下のいずれか ・介護…「介護保険被保険者証の写し」(※6)または「医師の診断書」(※5) (「介護を必要とする」旨の記載があること。) ・看護…医師の診断書(※5) (「看護を必要とする」旨の記載があること。)
⑥ 災害復旧	保育標準時間 (保育短時間)※2	震災、風水害、火災等の災害にあい、その復旧にあたるため保育を必要とする場合 《認定期間》災害復旧が終了するまで	り災証明(市役所、消防署等発行のもの)
⑦ 求職活動 (起業準備含む。)	保育短時間	- 就労を目的として、月60時間以上求職活動を行う場合(毎月の活動報告が必要です。) - 同一年度内の求職活動を理由とした認定は、原則3か月を超えて受けることはできません。 《認定期間》認定開始日から3か月程度	求職活動申出書(市指定の様式)
⑧ 育児休業の取得	保育短時間	育児休業に係る子ども以外の子どもが利用を希望する場合、3～5歳児クラスであれば利用が可能(※7) 《認定期間》 育児休業期間満了日の属する月末まで	育児休業証明書(市指定の様式) または就労等証明書(市指定の様式)
⑨ その他	適宜	その他、これらに準ずると認められる場合 《認定期間》適宜	適宜、必要になる書類

(※1) 就労・就学の状況と希望に応じて、異なる保育必要量の認定を行うことがあります。保育標準時間に該当する場合は、保育短時間を希望することができます。

(※2) 原則は保育標準時間認定ですが、希望により保育短時間認定に変更できます。

(※3) 就労予定で提出した方は、就労開始後に再度就労等証明書の提出を求めることがあります。

(※4) この日よりも申請日が後の場合は、認定開始日が異なります。

(※5) 診断書に記載の終期までまたは発行日から3ヶ月間が有効であり、継続を希望する場合は状況確認のため再度提出が必要です。

(※6) 保育の必要性を確認するため、診断書等の提出を求めることがあります。

(※7) 令和6年4月から2歳児クラスも継続利用が可能です。

3. 保育所等の利用・退園基準

利用について

利用開始日は原則毎月1日のみです。

利用開始日時点で次の要件を全て満たすことが必要です。

- ① お子さんとその保護者が豊明市民であること。
 《転入予定の場合》
 利用開始日までにお子さんと保護者が豊明市に転入する予定があり、申込時に居住予定の住所が正確に記載できる場合のみ申込みができます。
- ② 市から保育認定(2号、3号認定)を受けること。(転入予定の方は、認定事由を満たすこと。)
- ③ 保育所等における集団生活が可能なお子さんであること。

利用期間について

保育所等の利用可能期間は、2歳児クラスまでまたは小学校入学前までですが、**保育の必要性がなくなった場合は、保育認定が取消しとなり、保育所等も退園となります。**また、「妊娠・出産」による利用は、あらかじめ期間が定まっている期限付き利用となります。利用承諾期間後の継続利用については、保育認定を満たす必要があり、事前に申請が必要です。継続して保育所等の利用をご希望の場合は、必ず事前にご相談ください。

利用調整について

- ・ 利用可能枠数を超えて申込みがあった場合は、認定事由や世帯状況等により市の基準において指数化し、優先順位の高い人から利用可能枠に対して利用の案内をします。
(利用調整指数表は10ページ参照。)

指数が同じ場合

一斉申込み及び令和7年4月1日入園の随時申込み…申込受付時に引いたくじの順位にて決定します。
令和7年5月1日以降入園の随時申込み…申込日及び受付時間の早い人からご案内します。

- ・ 希望保育所等以外の調整は行いません。

退園について

退園日は原則毎月末のみです。市外への転出や認定事由に該当しなくなった場合等は、その日の属する月の末日をもって退園となります。

退園することが確定した時点で速やかに退園届を各保育所等に提出してください。(遅くとも退園希望日の2週間前までには提出してください。)

長期間休園する場合

1か月を超えて休園する場合、保育所等は退園となります。なお、出産予定月の前々月の初日から出産日の翌々月の末日までの里帰り出産の間は除きます。その場合、在籍中は保育料、給食費等の納入義務が発生します。

4. 利用申込手続きの流れ、必要書類等について

市が保育所等全19園(1ページ参照)の利用決定を行いますので、申込書の「利用希望保育所等」欄には、利用を希望する市内保育所等を全てご記入ください。なお、希望の保育所等の受入れ可能枠に空きがないなど、利用申込みをされてもご希望に添えないことがありますのであらかじめご了承ください。

利用申込手続きの流れ、日程について

- ① 一斉申込み…【令和7年4月1日入園】
- ② 随時申込み…【令和7年4月1日入園】
- ③ 随時申込み…【令和7年5月1日以降入園】

	① 一斉申込み	② 随時申込み 【令和7年4月1日入園】	③ 随時申込み 【令和7年5月1日以降入園】
1. 申込書類一式配布	令和6年10月1日以降	令和6年12月2日以降	
2. 申込受付	令和6年10月23日以降 一斉申込配布資料に記載	令和7年1月15日～	
3. 申込受付締切日	令和6年11月21日 午後5時まで 面接がある場合は第1希望園にて 11月25日までに実施	【1回目】令和7年1月31日 【2回目】令和7年2月28日	利用希望月の前々月末
4. 利用調整結果 (利用承諾)の通知(※1)	【1回目】令和7年1月頃 【2回目】令和7年2月頃 【3回目】令和7年3月頃	【1回目】令和7年2月頃 【2回目】令和7年3月頃	利用希望月の前月下旬頃
5. 利用決定後の 入園説明会	令和7年3月上旬～中旬頃	令和7年3月上旬～中旬頃	—
6. 保育料等決定の通知	令和7年3月下旬頃	令和7年3月下旬頃	利用希望月の前月下旬頃

(※1) 利用承諾または利用保留の通知です。利用のご案内ができない場合、その旨を利用保留通知にてお知らせします。(発行は1回のみです。)それ以降利用調整は毎月行いますが、結果については利用可能枠に空きが出た場合のみのご連絡となります。

(※2) 豊明幼稚園(仮称)については、一斉申込み及び令和7年4月1日入園の随時申込みの時点では4歳児・5歳児クラスの調整は行いません。
退園等で空きが出た場合にのみ随時調整を行います。

申込みにあたって

- ・ お子さんの父または母が手続きを行ってください。
(※事情により父母が手続きできない場合等は、事前に市役所こども保育課にご相談ください。)
- ・ 申込みは、市内・市外在住を問わず郵送による提出も可能です。
- ・ 申込書類はお子さん一人につき1部必要です。
- ・ 申込書類に不備、不足がある場合は、受付は完了しません。
申込受付締切日までに全て揃えて提出してください。
(※郵送による提出は、不備や不足がある場合、受理は完了しません。この場合、再度書類を郵送していただくか、こども保育課窓口の不備内容の訂正等にお越しいただく必要がありますのでご注意ください。)
- ・ 申込書類は、一度受理すると返却できません。必要な方はあらかじめ写しをお取りください。
- ・ 申込み状況(認定事由や世帯状況)に変化が生じた場合は、速やかにお申し出ください。内容により追加での聞取りや書類の提出をお願いする場合があります。
- ・ 申込内容に明らかな虚偽があった場合は、利用を承諾することはできません。その場合は利用決定後でも利用の取消し、または退園となります。

一斉申込みの受付について

詳しくは、別添資料「令和 7 年度一斉申込手続きの注意事項」をご確認ください。

就労開始日について

認定事由が「就労」である場合、就労開始日(復職日)が4月30日までであれば一斉申込みが可能です(保育料等は月額)。なお、保育所等に初めて通う際には、ならし保育(※)として午前中のみの保育を行う期間があります。

(※)ならし保育について

豊明市では、新たに保育所等を利用するお子さんが、できる限り無理なく少しずつ集団生活に慣れるために、1週間程度「ならし保育」を行っています。このならし保育期間中は午前中のみの保育とし、給食を食べた後に降園となります。詳しくは各保育所等にお尋ねください。

随時申込みの受付等について

- 市役所こども保育課に申込書類を提出してください。
- 利用調整の結果、利用可能枠に空きがある場合のみ連絡します。
また、同一年度内においては、利用申込みを取り下げない限り自動的に毎月利用調整を行いますので、再度の申込手続きは不要です。なお、希望内容の変更等については、毎月の申込受付締切日までにお申し出ください。
- 詳しくは別添資料「令和7年度 随時申込手続きの注意事項」をご確認ください。

利用申込みに必要な書類

1. 保育所等利用申込書
2. 教育・保育給付認定・施設等利用給付認定申請書
3. 保護者(父・母)の認定事由書類(4ページ参照)

保育認定の申請のための必要書類です。
(詳細は3、4ページ参照。)

4. 保育所等利用申込に関する確認書
5. マイナンバーを確認できる書類(申込時窓口に来る保護者の分が次のとおり必要です。)

	個人番号を確認できるもの	身元確認できるもの
①	個人番号カード	
②	通知カード または 個人番号が記載された住民票の写し	運転免許証、パスポート、在留カード (いずれも用意できない場合は保険証、 年金手帳、児童扶養手当証書の中から2つ)

①は番号と身元両方を確認することができるので、個人番号カードのみお持ちください。

②は番号確認できるものと身元確認できるものそれぞれをお持ちください。

※記載内容や提出書類の不備が多くあります。提出前に以下の点につき、ご確認ください。

- ① 提出書類は摩擦により消せるボールペンまたは鉛筆で記入されていないか。
- ② 申込書裏面の「保育料等および給食費等に関する誓約書」欄への署名がされているか。
- ③ 訂正箇所には修正液や修正テープを使用せず二重線が引かれているか。

仕事を探すため、求職活動の認定を受け利用する場合

認定要件は、就労を目的として月60時間以上求職活動をし、期日である毎月15日(休日の場合は直前の市役所開庁日)までに市役所こども保育課の窓口にて活動報告をすることです。

認定期間内に就労し、就労等証明書を提出することができない場合は、認定期間終了をもって退園となります。また、期日までに報告がない場合は、認定期間内であっても認定の取消し、保育所等を退園となります。

「妊娠・出産」の認定を受け、保育所等を利用する場合

利用期間は、認定開始日から出産日の翌々月の末日までの期間限定利用となります。その後も保育認定を受け、引き続き利用を希望する場合は、継続利用が可能ですので、必ず事前にお申し出ください。

利用申込後、認定内容、世帯状況等に変更があった場合

速やかに市役所こども保育課へお知らせください。状況により、追加書類の提出をお願いすることがあります。

利用申込 Q&A

Q1. 兄弟で申込む予定ですが、就労等証明書は人数分必要ですか。

A1. 原本は1枚で結構です。お子さん全員の氏名と生年月日を記入のうえ、人数分をコピーし、それぞれの申込書類としてご用意をお願いします。

Q2. 申込後に希望園を変更したい場合はどうすればよいですか。

A2. 申込受付締切日までに、市役所こども保育課へお申し出ください。

Q3. 転園希望はできますか。

A3. はい、可能です。申込受付締切日までに市役所こども保育課へお申し出ください。なお、転園ご案内後の辞退はできませんので、十分検討のうえ申し込んでください。(転園前の保育所等の空いた枠に別の方を案内することがあるため)

Q4. 共働きで認定こども園幼稚園部分と保育所等を併願する予定ですが、どのような手続きが必要ですか。

A4. 以下のとおり、それぞれの申込手続き等をしてください。両方とも利用できる状況になった場合は、いずれか一方の利用を選択していただく必要があります。(両方に在籍することはできません。)

申込手続き

・認定こども園(幼稚園部分):施設で受付

・保育所等:市役所こども保育課(一斉申込みの場合は各施設または市役所こども保育課)で受付

Q5. 利用保留となりましたが、その後も毎月利用申込みをする必要はありますか。

A5. 翌月以降も利用を希望する場合、その後新たな申込手続きをする必要はありません。ただし、就労状況、世帯状況等に変更があった場合は、市役所こども保育課まで必ずご連絡ください。この際、認定内容に変更が生じることがありますので、変更手続き等書類の提出が必要となる場合があります。なお、就労等保育を必要とする状況に変更があったにもかかわらず、申し出がなく、そのことが利用決定後に判明した場合、利用承諾の取消し、または退園となる場合があります。

Q6. 利用申込みを取り下げの場合はどうすればよいですか。

A6. 市役所こども保育課へお申し出ください。

Q7. これから生まれる子の申込みはできますか。

A7. 出生前でも、利用可能月齢であれば申込みは受け付けます(2ページ参照)。必ず母子手帳の表紙と出産予定日のページの写しを添付してください。

Q8. 月の初日からではなく、就労開始日または産後休業・育児休業明けの復職予定日(以下、「復職予定日等」)を利用開始希望日とすることは可能ですか。

A8. 利用開始希望日は原則毎月1日のみです。

復職予定日等が月の途中である場合、その日から実際の利用を開始することは可能ですが、保育料等は月額を徴収します。復職予定日等の前に、ならし保育を行っていただくことをお勧めします。

Q9. 保護者同士で認定事由と保育必要量が異なる場合、どちらの事由と保育必要量が適用されますか。

A9. 認定事由は、期間が限定されている事由が優先されます。保育必要量は、保育短時間認定となります。

(例)父:疾病・保育標準時間、母:就労・保育短時間の場合

→認定事由は疾病、保育必要量は保育短時間での認定となります。

Q10. 求職活動で申込んだのですが、1か月で就職先が見つかりました。求職活動の認定期間は3か月程度ですが、同じ年度内であれば再度求職活動で申込むことはできますか。

A10. はい、可能です。1か月で就職先が決定した場合、年度内で残り2か月分求職活動での申し込みができます。

5. 豊明市保育所等利用調整指数表(令和7年度)

父(基準指数)	+	父(調整指数①)	+	母(基準指数)	+	母(調整指数①)	+	調整指数②		合計

指数表は毎年度見直すことがあるため、次年度は変更となる場合があります。

基準 指 数	区 分 ・ 形 態		指 数	
	1 就 労			
	(1) 会社員・経営者(自営業・農業)			
	1	就 労 時 間	175H/月以上	20
	2	〃	160H/月以上	19
	3	〃	140H/月以上	18
	4	〃	120H/月以上	17
	5	〃	100H/月以上	16
	6	〃	80H/月以上	15
	7	〃	60H/月以上	14
	(2) 内 職		1 2	
	2 就 学			
	1	就 学 時 間	175H/月以上	17
	2	〃	160H/月以上	16
	3	〃	140H/月以上	15
	4	〃	120H/月以上	14
	5	〃	100H/月以上	13
	6	〃	80H/月以上	12
	7	〃	60H/月以上	11
	3 出 産		1 8	
	4 育児休業(3歳児～5歳児のみ)		1 4	
	5 疾 病、障がい等			
	(1) 疾 病			
	1	入 院	1 8	
	2	通 院(16日/月以上の治療が必要な場合)	1 3	
	3	自宅療養(医者が保育に支障があると認めた場合)	1 1	
	(2) 障害者手帳・療育手帳			
	1	1・2級又はA	1 8	
	2	3・4級又はB・C	1 0	
	3	上記以外	9	
	6 親 族 の 介 護 ・ 看 護			
	1	介護・看護時間	120H/月以上	12
	2	〃	60H/月以上	10
	7 災 害 復 旧		1 8	
	8 求職活動・起業準備		3	
	9 通園施設付添		1 4	

調 整 指 数	調 整 指 数 ①		調 整 指 数 ②	
	【就労 調整指数】		【世帯状況 調整指数】	
	1	経営者(自営業)で公的書類無の場合	1	父親または母親が不在の場合
	2	保育士※1		+25
	【就学 調整指数】		【その他】	
	1	受験者	1	利用第1希望保育所等が兄弟で同じ場合、または利用第1希望保育所等に兄弟が在園している場合
		Δ2	2	育休取得による退所後に再度利用を申込み場合※2
			3	転園児※3
			4	市内認可外保育施設利用者(要認定)※4
			5	同一施設希望の1号認定利用者
			6	里親制度を利用している児童※5
			7	保育料・給食費滞納者(市との面談に応じない場合)
				Δ5

- ※1 市内の認可保育所等において、保育士として継続的に就労する(予定者を含む。)場合に限りします。
 ※2 3～5歳児クラスの利用申込みに限りします。
 ※3 市内の保育所・地域型保育事業・認定こども園(保育所部分)から転園を希望される場合に限りします。
 ※4 保育所等利用保留中に、保育認定を受けた状態でベビーハグズ保育園を利用している場合加算されます。
 ※5 措置決定通知書の確認が必要になります。

6. 保育料等、延長保育料、給食費等について

保育料等について

保育料等は、保育所等を利用するお子さんと生計を一にしている父母またはそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る。）の市町村民税の所得割額により次表のとおり決定します。また、保護者会費や給食費など別途諸経費が必要となりますのでご了承ください。（各保育所等よりお伝えします。）

なお、3歳児～5歳児の保育料等については無償となります。

【所得割額は、配当控除・住宅借入金等特別控除・耐震改修特別控除等の税額控除前の額で判定します。】

＜豊明市保育料徴収基準額表＞

（単位：円）

階層	市町村民税 所得割合算額(※1)		0 歳児		1・2 歳児	
			標準時間	短時間	標準時間	短時間
A	被保護者等(※2)又は里親(※3)		0	0	0	0
B	市町村民税非課税世帯		0	0	0	0
C	48,600 円未満	ひとり親家庭等の世帯(※4)	3,400	2,100	3,400	2,100
		それ以外	7,800	5,200	7,800	5,200
D1	48,600 円～	ひとり親家庭等の世帯(※4)	5,500	4,200	5,500	4,200
		それ以外	11,100	8,400	11,100	8,400
D2-1	59,600 円～	ひとり親家庭等の世帯(※4)	9,000	7,600	9,000	7,600
		それ以外	19,100	16,300	19,100	16,300
D2-2	77,101 円 ～		19,100	16,300	19,100	16,300
D3	79,600 円 ～		27,400	24,400	27,400	24,400
D4	97,000 円 ～		33,900	30,800	33,900	30,800
D5	116,000 円 ～		40,500	37,300	40,500	37,300
D6	134,000 円 ～		42,700	39,500	42,200	39,000
D7	152,000 円 ～		44,500	42,000	43,900	40,700
D8	169,000 円 ～		53,600	50,200	49,600	46,300
D9	301,000 円 ～		55,600	52,200	50,600	47,300

(※1) 政令指定都市で課税されている場合、税率は税源移譲前の税率を基準に算定します。

(※2) 被保護者等とは次の者のことです。

- ・生活保護法第6条第1項に規定する被保護者及び支援給付を受けている者

(※3) 里親とは次の者のことです。

- ・児童福祉法第6条の4に規定する里親

(※4) ひとり親家庭等の世帯とは次のいずれかに該当する世帯のことです。

- ・配偶者のいない女子又は男子で現に児童を扶養している世帯(母子及び父子並びに寡婦福祉法の定めによる。)及びこれに準ずる家庭の世帯
- ・在宅障害者(児)のいる世帯。障害者(児)とは、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人、特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金等の受給者です。
- ・生活困窮者等特に市長が認めた世帯

保育料等は、世帯状況に変更が生じた場合や税更正、認定内容の変更(保育必要量の変更等)に伴い、変更となることがあります。原則として変更のあった月の翌月以降(月初日に変更があった場合は当月以降)の保育料等に反映します。(認定変更の申請方法については3ページ参照。)

保育料等の軽減、減免制度について

- ◇ 次の軽減、減免については重複しての適用はされません。
- ◇ 半額となる場合は全て 100 円未満の端数を切り捨てとします。

同時利用による負担軽減

保育所等のほか、幼稚園、認定こども園、児童発達支援、企業主導型保育施設、特別支援クラス(青い鳥保育園内)等を含む。詳細はお問い合わせください。(※認可外保育施設は対象外です)

利用する 2 人目 … 徴収基準額表の半額
利用する 3 人目 … 無料

C ~ D2-1 階層のひとり親家庭等の世帯の負担軽減

利用する第 2 子以降 … 無料

市町村民税所得割合算額 57,700 円未満世帯の負担軽減

同一世帯内において生計を一にする子どもが 2 人以上いる場合、第 2 子が利用する場合は半額、第 3 子以降が利用する場合は無料となります。
※例外となる場合もありますので、詳細はお問い合わせください。

世帯第3子の負担軽減

同一世帯内において 18 歳未満の子どもを 3 人以上養育している世帯のうち、第 3 子以降が 2 歳児クラス以下で利用する場合の保育料等は以下のとおり
*C~D3 階層は無料
*D4~D8 階層は入所する 1 人目が半額(利用する 2 人目以降は上記①の減額のみ)

● その他、災害、疾病など特別な事情がある保護者には、保育料等の負担軽減を目的に次のとおり保育料等の減免制度があります(申請方法についてはこども保育課までお問い合わせください)。

- 所得減**
C~D2-2階層の人で、当該年中における所得が、前年に比べ2分の1以下に減少すると認められる場合、申請した月から当該事由が消滅した月まではC階層の人は全額、D1~D2-2階層の人は半額の減免となります。
- 長期療養**
C~D2-2階層の人で、生計中心者が長期療養者(現に継続して6か月以上療養の人又は継続して6か月以上療養を要すると思われる人)の場合、申請した月から当該事由が消滅した月までに係る保育料等額のうち、C階層の人は全額、D1~D2-2階層の人は半額の減免となります。申請の際は診断書を提出してください。
- り災**
自己の所有に係る住宅又は家財について生じた損害金額(保険金及び補償金により補てんされるべき金額を除く。)が、その住宅又は家財の価額の5割以上の場合、申請した月から1年間に係る保育料等のうち、C階層の人は全額、D1階層以上の人は半額の減免となります。申請の際は、り災証明を提出してください。
- 失業保険受給**
C~D2-2階層の人で、雇用保険法に定める失業保険の受給資格を有する生計中心者の場合、申請した月から当該事由が消滅した月までに係る保育料等のうち、C階層の人は全額、D1~D2-2階層の人は半額の減免です。申請の際は、失業保険受給者証を提示してください。
- ひとり親家庭等の世帯のうち D2-2 の人は 1,000 円の減免**

(1) 保育料等の算定、決定通知について

- ◆ 令和7年4月1日現在の年齢で保育料等を算定します。年度途中で誕生日が過ぎて年齢が上がった場合でも保育料等は変わりません。税額の変更等により保育料等の変更があります。
- ◆ 父母でその家計を充分維持しうる収入がない場合(180万円未満。ただし、父または母のみの家庭は130万円未満)で、市町村民税所得割額が父母の合算額より高い同一世帯の祖父母等扶養義務者(家計の主宰者である場合に限る。)がいる場合は、その人の市町村民税所得割額で算定します。
- ◆ 4月から8月までの保育料等は、前年度(令和6年度)の市町村民税所得割額によって決定します。9月から翌年3月までの保育料等は当該年度(令和7年度)の市町村民税所得割額によって決定します。
- ◆ 保育料等は、「保育料(利用者負担額)決定通知書」によって通知します。
- ◆ その月の初日に在籍する場合は、出欠席の有無にかかわらず、保育料等は1か月分が必要です。

保育料等の納付について

施設	納付先	納付期日	納付方法
保育所	市	当月分を毎月25日までに (4月分については5月25日が納付期限となり、2ヵ月分まとめて納付となります。) ※25日が土日祝の場合は翌営業日	口座振替 納付通知書
認定こども園(保育所部分)、地域型保育事業	各施設	各施設により異なる	

**納付する保育料等は、保育所等運営の貴重な財源となりますので、期限までに必ず納付してください。
保育料等を長期にわたり滞納すると、児童手当より充当および特別徴収することがあります。**

延長保育料について

就労等の保護者の状況により、早朝・延長・土曜日保育が必要な場合に限り、次表のとおり時間外保育を実施しています。利用を希望する場合は、各保育所等にて事前に申請が必要です。早朝・延長・土曜日保育の利用時間は(勤務時間 + 通勤時間)が基本です。延長保育料は次のとおり、納付先は各施設です。

保育所等	時間帯
二村台・館・むつみ・マミーナ・ しらほ東部・沓掛けやき・アイグラン ・メモリーツリー前後・豊明なかよし	【早朝】7:30 ~ 通常開所時間まで (しらほ東部・沓掛けやき・アイグラン 7:00 ~ 通常開所時間まで) 【延長】(平日)通常開所時間後 ~ 19:00 (土曜)通常開所時間後 ~ 18:30 (アイグラン・メモリーツリー前後 19:00まで)
上記以外全て	【早朝】7:30 ~ 通常開所時間まで 【延長】通常開所時間後 ~ 18:30

平日保育について

むつみ 豊明幼稚園(仮称)							7:30	8:00	16:00	17:30	18:30	19:00	
しらほ東部 沓掛けやき アイグラン							7:00	7:30	8:15	16:15	17:30	18:30	19:00
上記以外							7:30	8:15	16:15	17:30	18:30	19:00	
短時間認定	100 円 (しらほ東部・沓掛けやき・アイグラン以外は 7:30~)		通常開所時間		100 円(※)	100 円(※)	100 円(※)						
標準時間認定	100 円 (しらほ東部・沓掛けやき・アイグラン)		延長保育料はかかりません。 (利用する場合は申請が必要。)								(開所時間が 19 時までの園に限る。)		

(※)豊明なかよしの短時間認定の場合、16:15~18:15 までは 30 分ごとに 100 円、18:15~19:00 までは 100 円徴収されます。

土曜日保育について

むつみ							7:30	8:00	16:00	17:30	18:30		
豊明幼稚園(仮称)													
しらほ東部							7:00	7:30	8:15	16:15	17:30	18:30	
沓掛けやき													
アイグラン							7:00	7:30	8:15	16:15	17:30	18:30	19:00
メモリーツリー前後								7:30	8:15	16:15	17:30	18:30	19:00
上記以外								7:30	8:15	16:15	17:30	18:30	
短時間認定	100 円 (しらほ東部・沓掛けやき・アイグラン以外は 7:30～)		通常開所時間		100 円(※)		100 円(※)		100 円(※)				
標準時間認定	100 円 (しらほ東部・沓掛けやき・アイグラン)		延長保育料はかかりません。 (利用する場合は申請が必要。)							(アイグラン・メモリーツリー 前後のみ)			

(※)豊明なかよしの短時間認定の場合、16:15~17:45 までは 30 分ごとに 100 円、17:45~18:30 までは 100 円徴収されます。

給食費等について

給食費(主食費・副食費)は施設により異なります。また、納入方法は次のとおりです。

	2、3号認定		1号認定
	3～5歳児クラス	0～2歳児クラス	
給食費	実費徴収(対象者は以下のとおり※)	保育料等に含まれる	実費徴収 (対象者は以下の とおり※)
納入方法	公立 保育料振替口座から振替 私立 各施設に直接	—	各施設に直接

※「市町村民税所得割額合算額(保育料等と同じ基準)が77,101円以上の世帯の子ども」が対象。
ただし、世帯における就学前等の第3子以降を除きます。

保育料等、給食費以外の費用(実費徴収費用)について

各施設により、教材費、保護者会費等の費用を徴収することがあります。また、私立の保育所等については、制服、通園カバン等指定用品がある場合がありますので、事前にご確認の上お申込みください。

※「リジョイス幼稚園」「豊明幼稚園(仮称)」の保育所部分を利用の際には、別途入園料が必要な場合があります。詳細は各施設に直接お問い合わせください。

利用開始後 Q&A

- Q1. 市内で引っ越しをしましたが、何か手続きは必要ですか。
A1. 各施設長にお申し出ください。
- Q2. 保育所を利用していますが、妊娠した場合でも引き続き利用できますか。その場合にはどのような手続きが必要ですか。
A2. 速やかに母子手帳の「表紙」「出産予定日」ページのコピーを各施設事務室に提出してください。出産日の翌々月の末日までは、継続利用が可能です。その後、保育を必要とする事由を満たす場合には、さらに継続して利用が可能です。このうち、育児休業を取得する場合は、2～5歳児クラスのみ継続利用が可能となります。(0～1歳児クラスは、育児休業の認定を受けての保育所等利用ができないため、認定期間満了をもって退園となります。)なお、認定変更等の必要な手続きについては、別途ご案内します。
- Q3. 来月で仕事を辞めることになりました。保育所も退園することになりますか。
A3. 保育を必要とする事由がない場合は、退園となります。就労することを目的として求職活動を行う場合は、継続利用が可能です。(市役所こども保育課への活動報告が必要)また、求職活動の認定期間内に就労(月60時間以上)を開始し、就労への認定変更手続きがあった場合に限り、継続利用が可能となります。
- Q4. 現在、認定こども園幼稚園部分を利用していますが、保育所部分に変更することはできますか。
A4. 保育を必要とする事由を満たし、利用可能枠に空きがある場合のみ可能です。事前に市役所こども保育課での入所申込手続きとともに、認定変更の申請が必要です。利用調整の結果、案内できない場合は、幼稚園部分の利用(1号認定)継続となり、利用可能枠に空きが出るまでお待ちいただくこととなります。
- Q5. 現在認定こども園保育所部分を利用していますが、仕事を辞める予定です。幼稚園部分に変更となりますか。
A5. 今後も継続して保育を必要とする事由がない場合は、保育所等は退園となりますので、退園届等の提出をお願いします。また、幼稚園部分の利用手続きについては、必ず事前に施設にお問い合わせください。

7. その他の様々な保育サービスについて

病後児保育(※毎年度更新制です)

病気の回復期(病状が安定していて、回復に向かっている時期)で、医師から病後児保育の利用が可能と診断されたお子さんを、病後児専用施設で一時的に保育する事業です。なお、お子さんの保育は担当保育士・看護師が行い、病状の変化に対応します。

◆病後児保育 利用対象児童 ①～④の全てに該当する方

- ①豊明市内に住所があること。
- ②保育園・幼稚園等に通園している乳幼児または小学校に通学している児童
- ③病気の回復期であるが、集団生活は困難である乳幼児または児童
- ④保護者の勤務等の都合により、家庭で保育を行うことが困難であること。

◆利用までの流れ

1 利用登録

利用を希望する方は、あらかじめ市役所こども保育課(新館2階)窓口及び二村台保育園での事前登録が必要です。

※1回の登録で、当該年度の3月31日まで有効です。毎年3月に翌年度の登録受付を開始します。

2 医療機関受診

医療機関を受診し、医師から「病後児保育が利用可能である診断」を受けてください。
(受入状況等によりご利用できない場合もありますので、事前に空き状況を確認してください。)

3 利用予約

医師から利用可能である診断を受けてから、利用日の前日8時30分から17時、当日は11時までに電話で予約をしてください。

4 病後児保育室利用

利用に際し、必要書類を提出してください。

★登録・利用等に必要な書類は、全て豊明市ホームページ
(下記 URL)からダウンロードできます。

<https://www.city.toyoake.lg.jp/1522.htm>

市役所こども保育課窓口及び公立保育園でもお渡ししています。

5 お迎え

お迎え時に、病後児保育室での様子をお伝えします。

◆施設および利用概要

- 《施設名》 病後児保育室「えがお」
- 《所在地》 豊明市二村台 3 丁目 1 番地 1 豊明団地 54 棟 104 号
- 《電話番号》 0562-92-2211
- 《利用日時》 月曜～土曜(祝日・年末・年始を除く)8時から18時まで
- 《利用期間》 原則として1回につき連続6日間まで
- 《利用料金》 1人あたり1日につき 2,000 円 ※生活保護、市民税非課税世帯には減免制度あり。
- 《利用定員》 1日5人まで ※お預かりするお子さんの状態や予約状況等によってはこれ以下の場合もあり

★その他、「NPO法人福祉サポートセンターさわか愛知」委託による病児・病後児保育を実施しています。

利用にはあらかじめさわか愛知での手続きが必要です。詳細はさわか愛知へお問い合わせください。

《対象》・保育を必要とする生後4か月から小学校6年生までの児童であること。

・豊明市内に住所があること。

《問合先》さわか愛知 所在地:大府市共栄町二丁目 420-1 電話番号:0562-44-9206

一時保育

一時保育とは、市内在住の保護者が一時的に保育を必要とする場合、**就学前の乳幼児**をお預かりする制度です。受入人数は原則1日5名以内ですが、園の状況により受入できない場合があります。
 私立保育所で実施されている一時保育の対象年齢児や利用日数については、各園にお問い合わせください。

◆公立保育所での一時保育利用要件

(1)非定型的保育【中部保育園】

- ★ 保護者が労働、職業訓練等により週3日以内、月15日以内において保育が必要な場合

(2)緊急保育【各公立保育所で実施】

- ★ 次のような社会的にやむを得ない緊急の事由により一時的に保育が必要な場合
 - ・急病等による緊急入院等、または家族等の看護にあたる時。(月14日以内の必要と認められる日数)
 - ・災害・事故等により不在である時。(月14日以内の必要と認められる日数)
 - ・親族の冠婚葬祭に出席するとき。(5日以内)

(3)私的理由保育(リフレッシュ保育)【中部保育園】

- ★ 保護者の私的理由(家庭での育児疲れの解消等)による場合(公立保育所は月1日のみ利用が可能)

◆一時保育実施園

種別	受付窓口	電話番号	対象年齢児
非定型的保育 私的理由保育	中部保育園	0562-92-7667	非定型的保育 令和6年4月1日以前に生まれたお子様 私的理由保育 利用月の初日で生後4か月以上のお子様
	アイグラン保育園内山	0562-57-5590	園へご相談ください
	しらほ東部保育園	0562-57-2430	
私的理由保育	中京サテライトクリニック附属 かなで保育園	0562-57-0082	
緊急保育	市役所こども保育課	0562-92-1120	各公立保育所入所可能人数によります

◆申込みについて

中部保育園での非定型的保育・私的理由保育

利用月の前月初旬頃に中部保育園で受付をしております。市ホームページに各月の受付日や申込みに必要な持ち物等記載しておりますのでご確認ください。

空きがあり受入れが可能な場合は、利用希望日の2週間前まで受付をしております。

公立保育所での緊急保育

市役所こども保育課へご相談ください。

私立保育所での一時保育

詳細につきましては、園へお問い合わせください。利用料金についても、併せて園へご確認ください。

◆保育時間

	私的理由保育	非定型的保育・緊急保育
■	【月～金】9時00分から16時00分まで	【月～金】8時15分から16時15分まで 【土】別途ご相談ください。
	※園の状況により、保育時間が短くなる場合があります。お子さんの様子に応じて連絡をいれさせていただきます。ただくこともあります。	※必要に応じて早朝・延長保育も行います。時間は各園の開所時間と同じです。

◆公立保育所での一時保育料金(令和7年4月1日時点の年齢による。)

年齢	日額
0歳児	2,000 円
1・2歳児	1,900 円
3歳児	900 円
4・5歳児	800 円

料金は前月中に振込用紙にて納付いただきます。(欠席した場合は、後日返金します。)納付がない場合はご利用、新たなお申込はできません。**必ず納期限までにご納付ください。**

利用期間中に園行事に参加する場合は、別途必要経費を徴収します。

私立保育所等案内

むつみほいくえん

子どもたち 一人一人は“かけがえのない存在”

大切に 丁寧に 心に寄り添い みつめる

むつみほいくえんは

子どもたちが 自分らしく 心満たされる場所でありたい

園庭には沢山の木々が育ち、自然の恵みを感じることができます。畑では作物を育て、すべてのいのちを支えてくださっている大地の尊さを学んでいます。園が子ども達を支える大地のような場でありたいと願っています。

また、子ども達が日々生活の見通しをもち、安心して過ごせるようお部屋の保育環境も整えています。

園での生活でいろんなことを体験し、充実した時を過ごしながら、「みんなと手をつなげる子ども」「自立し、あらゆるいのちと共に歩んでいける人」となれるよう、その土台が育まれる園でありたいと考えています。



ホームページは
こちら



Instagramで情報配信中

からたけ保育園



《保育理念》

- ① 一人ひとりの子どもの個性を大切にし、楽しく園生活ができる。
- ② 保護者からも愛され、信頼される保育園を目指す。
- ③ 常に保育の資質向上に努め、子どもの段階的発展に結びつける。

《保育目標》

- ① あいさつができる子〔心を開く〕
- ② 「はい」と言える子〔尊敬の念を持つ〕
- ③ はきものが揃えられる子〔後始末をつける〕

《保育活動》

3歳以上児クラスより

リトミック・体操教室・英語・かきかた（年長児）に取り組んでいます。

マミーナ保育園

0歳 1歳 2歳

みんなが安心して過ごせる園

子どもの成長を喜びあえる園



ホームページに子どもたちの楽しいがいっぱい♡



社会福祉法人 白帆会

しらほ東部保育園

子どもたちが、元気にのびのびと過ごせるようにしらほ東部保育園では、保育園を「昼間の家庭」と考えて、お家の方々と一緒に子育てを考えていきます。



しらほ東部保育園の
ホームページは
こちらです！





保育園での毎日を楽しみながら、子ども達の心と身体は、無理なく自然に成長していきます。

私たちは、子ども達に寄り添いながら、お子様にとっても、保護者の方にとっても、楽しい園生活となるよう願って努めてまいります。

保育理念

「共に生き、共に育つ」

子どもも、保育士も共に育ちあえる園

保育目標

1. 心も身体も元気で自分を大切にできる子
2. いろいろなことに挑戦する意欲をもった子
3. 感謝する心を大切にし、人を思いやれる優しい心をもった子
4. 自然を大切にし、自然の恵みを享受する子

ホームページも是非ご覧ください

2025年
園舎リニューアル

アイグラン保育園内山

保育理念

AI GRAN

私たちは子ども達に「自分の夢を自分の力で実現できる人」

になって欲しいと願っています。

そして、そのためには次のことが必要だと考えています。

- ・いろいろなことに興味を持ち、自分で考えやってみる気持ちを持つこと。
- ・思いやりの気持ちを持って楽しく仲間と関わることができること。
- ・安心できる「心の基地」があること。

保育方針

自主性を育てます

個性を大切にします

思いやりの気持ちが育つ、「心の基地」をめざします

自然との触れ合いを大切にします

アイグラン保育園の特色

食育に対する取り組み

- ・給食、おやつとも完全手作り。
- ・化学調味料は極力使いません。

リトミック教育

- ・有資格講師の本格的なリトミックを導入。
- ・身体を使い、五感に刺激を与える遊び。

外国人講師による英語教育

- ・外国人講師と対面での英会話レッスン
- ・英語のダンスや歌を楽しみます。

アイグランのインスタです♪

アイグラン保育園内山の保育
ご覧ください！



AI GRANHOIKUEN_UCHIYAMA



memorytree三崎保育園

保育理念

「お子様第一、パパママ第一」

子どもの無限の可能性を信じ、
初めての「出来た」を共に喜び分かち合う

memorytree保育園では、お子様一人ひとりの発達に合わせ、一人ひとりを大切にしながら温かい保育を行っています。

保護者様との連携を密にし、お子様の成長を共に考え見守りたいと考えています。

そして、忙しい保護者様に代わり、園で英会話、幼児体育、リトミックなど様々な習い事を実施することでお子様の可能性を広げます。

HPもご覧ください♪



memorytree前後保育園

保育理念

「お子様第一、パパママ第一」

子どもの無限の可能性を信じ、
初めての「出来た」を共に喜び分かち合う

memorytree前後保育園は、2020年10月1日に開園した、豊明市で2園目のmemorytree保育園です。memorytree三崎保育園と同様にお子様の成長に沿った温かい保育を行い、習い事も取り入れています。また、前後園では安心安全を配慮した上で、お子様の感性に働きかける工夫が園内に多く施されています。お子様が「本物」に触れる機会を取り入れています。今しかない大切な時期を、保護者様と一緒に成長を考え見守っていきたくと考えています。



（仮）幼保連携型認定こども園

豊明幼稚園

沓掛の田んぼや畑に囲まれた自然がいっぱいの豊明幼稚園
令和7年度より 幼保連携型認定こども園に移行予定です。

0歳から5歳までの 認定こども園となる予定です。

緑豊かな恵まれた環境下で 芋掘りや稲刈りなどの 自然との
ふれあい 季節の移ろいを肌で感じながらの園生活をおくっています。



運動会や餅つきなどの行事を通して
心身の成長が促すことを目指しています。



心豊かな園生活が送れるように
先生やお友達といっぱい遊んでいます。



♡0・1・2歳児の保育園です。

産休明けから入園できます。

♡お昼ごはんもおやつも手作りです。

おかわりもOK！おいしいと大好評。

♡自然をたくさん感じながら散歩を楽しみます。

♡ご近所・町内会ともなかよし。

安心安全な毎日を大切にしています。

♡連絡ノートで一日の様子をお伝えします。



平成30年4月
に開所しました♪

中京サテライトクリニック附属 かなで保育園

かなで保育園は、子ども・保護者・保育
者の3つのつながりを大切にし、
共に成長していくことを目指します。

子どもの主体性に重点を置き、ひとりひと
りの生活を見守りながら日々大切に保育
をしていきます。

また、「なんでも話ができる」家庭的なあた
たかい雰囲気を感じ、保護者の方との連
携を常に取りながら、毎日元気に楽しく登
園できるような保育園を目指します。



幼保連携型認定双峰こども園

リジョイス幼稚園

0歳(6ヶ月)～年長児までのお子様に、愛情を土
台とした保育、教育を行います。

当園は「音楽教育」に力を入れており、鼓笛演奏、
器楽合奏等を日頃から行っています。また、専門
講師による体力増進を目標とした体力指導があ
り、側転や跳び箱6段を跳べるようになる子も
います。幼少期に多くの体験ができるよう、外国
人講師による英語指導やダイナミックで楽しい
専門講師による美術指導も行っています。

